

議会だより



[表紙写真]
芸能発表会の様子〔瀬棚区〕

第3回定例会	P2～3
一般質問	P4～15
第6回臨時会	P15
委員会レポート	P15～16
議会日誌・編集後記	P16

平成18年度せたな町一般会計他11特別会計決算を認定！



平成十九年第三回定例会が、九月二十七日から十月三日にわたって開かれました。
議案については、町長提出議案二十九件、議員提出議案二件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

審議した議案

条例

◎せたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正
郵政民営化法関連法律が平成十九年十月一日より施行されることに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。

◎せたな町職員の給与に関する条例の一部改正
郵政民営化法関連法律が平成十九年十月一日より施行されることに伴い、給与控除の範囲に係る所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。

◎政治倫理の確立のためのせたな町長の資産等の公開に関する条例の一部改正
郵政民営化法関連法律が平成十九年十月一日より、証券取引法の一部改正法律が平成十九年九月三十日より施行されることに伴い、報告書の作成に係る所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。

補正予算

◎平成十九年度せたな町一般会計補正予算（第五号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ三千九十九万七千円追加し、九十億三千三百三十五

千円となりました。



◎平成十九年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ六千六百五十六千円追加し、十七億四千三百七十五万七千円となりました。

◎平成十九年度せたな町老人保健特別会計補正予算（第二号）
予算総額は、歳入歳出それぞれ五百三十二千円減額し、二十億五千七百七十四千円となりました。

◎平成十九年度せたな町介護
保険事業特別会計補正予算
(第二号)

予算総額は、歳入歳出それ
ぞれ七千四百七十七万二千円追加
し、八億三千六百四十九万五
千円となりました。

◎平成十九年度せたな町介護
サービス事業特別会計補正
予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それ
ぞれ十五万一千円追加し、八
千八百三十万六千円となりま
した。

◎平成十九年度せたな町簡易
水道事業特別会計補正予算
(第三号)

予算総額は、歳入歳出それ
ぞれ一千八百万四千円を減額
し、二億八千七百五万五千円
となりました。

◎平成十九年度せたな町営農
用水道等事業特別会計補正
予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それ
ぞれ百五十三万三千円追加し、
二千四百六十一万四千円とな

りました。

◎平成十九年度せたな町立国
民健康保険病院事業会計補
正予算(第三号)

収益的収入及び支出は、百
三十七万一千円追加し、十四
億六千八百七十七万五千円と
なりました。

同 意

◎せたな町教育委員会委員の
任命

教育委員会委員について、
渡部安夫氏を適任と認め、同
意するもの。

そ の 他

◎団体営土地改良事業の施行
土地改良施設の維持管理事
業については、土地改良法の
規定によって知事の同意を得
て施行する必要があるので、
議会の議決を求めるもの。

◎中里頭首工管理に関する事
務の委託に関する協議
基幹水利施設管理事業に伴

う中里頭首工の維持管理に関
する事務について、二町協議
の規約を定め、事務委託する
もの。

意 見 書

内閣総理大臣ほか関係大臣
に、次のとおり一件の意見書
を提出しました。

・後期高齢者医療制度に関す
る意見書
・いじめ・不登校対策のため
の施策を求める意見書

決 算 認 定

◎平成十八年度せたな町一般
会計、特別会計十一会計の
決算認定

平成十八年度せたな町一般
会計他十一会計の決算は、本
定例会において決算審査特別
委員会(大口義孝委員長)を
設置し、休会中の十月二日に
審議され、再開された本会議
において委員長報告のとおり
認定されました。

報 告

◎平成十八年度せたな町北檜
山区、瀬棚区、大成区会計
歳入歳出決算報告

市町村合併の特例に関する
法律の規定に基づき、平成十
八年度せたな町北檜山区、瀬
棚区、大成区会計の決算につ
いて、報告するもの。

議会広報研修会で学ぶ

八月二十三日、札幌市内の
第二水産ビルで、「議会広報研
修会」があり、当町から六名
の委員が参加しました。
広報プランナーの和田雅之
氏の講演により、基礎から詳
しいお話でした。

議会広報は住民と議会を結
ぶパイプとして、重要な役割
をもっています。特に、住民
に読まれ、親しまれる広報紙
づくりがねらいです。

読みやすく、簡潔に分かり
やすい広報にしていけるよう、
一生懸命取り組んでいきたい
と思っております。



一般質問



5名の議員から一般質問があり、理事者の考えを問いました。
(質問内容・答弁については要約して掲載しております。)

一次産業の振興について

江上 恭 司 議員

問

今年の稲作は、去年の三割位の収量しかないひどい状況になっていると聞いています。メインの稲作がこのような状況の中で、来年からどのように営農を続けていくのか深刻な問題になっています。

今年の一月に、道内百八十八町村の首長への自治体アンケートを、毎日新聞が行いました。どの市町村でも財政で苦しんでおり、生き残りをかけ住民参加の町づくりの取り組みが進められています。

その町づくりのキーワードに対して町長は、「第一次産業の振興」と答えています。

町長選挙の中で、「農林水産業が栄え、商工建設業が元気になる町づくりを進める」と町民に約束しています。

その約束がこの二年間に、どのような形で第一次産業を進めてきたのか、残り二年間で

何を重点にして進めていくのか、何をキーワードにしているのか伺います。

担い手の意識強化に期待しながら支援策に取り組む

答・町長

今年の作況については、大変心配している状況にあります。当町は、一次産業が基幹産業の町であることから、産業の無い所には人は住まないという考えで、一次産業を中心とした町づくりをするアンケートに答えました。

町づくりは人づくりとの観点から、若者を町に就業・定住させるため、「せたな町産業担い手育成条例」の充実支援策を講じてきました。

漁業者には島防波堤延伸事業、船揚場改良工事、製氷貯水施設建設、前浜資源確保などの事業に取り組んできました

た。

農業においても、基盤整備事業、花卉栽培やブロッコリーなどの新規作物に取り組む意欲的な生産者に対する圃場の提供、育苗指導などに取り組んできました。

残された任期中、産業振興の理念を踏襲し、財政状況や身の丈に合った事業の推進に努めたいと考えています。

国の新たな政策に転換できる農業者の意識改革、担い手の意識強化に期待しながら、地域特性を生かした高収益な農畜産物、広域六品目強化などの支援策に取り組んでいきます。

問・再質問

担い手の充実と言っていますが、担い手に百万円出していたのが五十万円にして、五年後又五十万円出すという改革は、後退した改革ではないかと思えます。

基盤整備事業についても、水田で反十万円あげるのに大変な時代に、果たして本人負担を返していけるのか、今若



松で行なっている基盤整備は、水田だけの収入では返済できず、冬場に出稼ぎに行っている人もおり、もっと身の丈に合った整備が必要でないかと思われます。

「生産者自身が、自分の経営に自覚を持って進めていくなら支援します。」と言っていますが、その自覚を持たせるのが行政の仕事だと思えます。

今の国の政策では、認定農業者しか補助対象にならず、

本町では六十六歳になると認定者から外れ、補助対象から外されるため、年齢に関係なく、今経営している人が担い手としての認識を持って農漁振興策を進めるべきだと思いますが、再度町長の答弁を求めます。

答・町長

今までの基盤整備は、大きな負担を農家が負いますが、今実施している若松地区の基盤整備は、必要

にに応じた整備の仕方をしていきます。

経営形態は、それぞれ自分の農業経営であり、将来に向けてどのように発展維持させていくかは農業者自身が考えていくべきもので、その中で農協、関係機関、町がそれぞれの役割を果たしていくと考え

ています。

将来の担い手の若い人と話し合う必要性を強く感じており、小規模な座談会などを実施しようと考えています。

農業の安定している地域は、農家と農協の関係が良好な所が共通点であり、我々もそうした取り組みを今後期待するところであります。

認定農家でなければ補助金が受けられない状況にありますが、品目横断に参加しないで立派に経営をしているところもたくさんあり、農業団体の応援をいただければ、一次産業の伸びる要素は十分あると思っております。

**道が出した自治体病院等
広域化連携構想について**

問

医療問題は、合併のときから町にとっても、町民にとっても大きな関心事であります。今、医療が大変になってきています。国の医療適正化対策に基づいて、都道府県の取

り組みが進んでいます。

道の構想は、北海道を三〇ブロックに分け、広域連携構想で進めるものです。本町は、今金町、八雲町、長万部町の

四町でのブロックの中に中核病院をつくり、各町村の病院を診療所にする計画になっています。辺地の町にとっては、地域医療の破壊になると考えています。町長に二点について質問します。

①この構想の中で、町立病院をどのように考えているのか、又、療養型の病棟を含めてどのように地域ケア整備構想を進めていくのか。

②来年から始まる後期高齢者の医療制度が、後期高齢者に理解されておらず、この制度の周知をどのように進めて行くのか。

**地域事情を考慮しながら町
づくりを進める**

答・町長

①本町においては、町医療等対策審議会の答申を踏まえて、平成十九年四月一日より一病

院二診療所に再編スタートしました。道の構想とは区域の広さの差こそあれ、基本的な理念については共通のものと考えています。

地域ケア整備構想については、国の医療制度改革により療養病床の再編が進められています。現時点では具体的な内容を知る事ができません。本町の地域事情を考慮しながら、高齢者が安心して暮らせる町づくりを進めます。

②町では今年の七月号広報誌に掲載及び九月にはパンフレットを各戸に配布しました。また、十一月に保険料が決定されますので、十二月に医療制度の仕組みと保険料のパンフレットを各戸に配布しますし、各区の老人クラブなどで説明会の開催を予定しております、被保険者の対象者にきちんと伝わる事が大事な事と思っております。できるだけ内容が解りやすいように心がけて周知の徹底を図っていきます。

問・再質問

①道が出した連携構想の素案の中に、メリット、デメリット

トが出ており、デメリットは、地域住民の利便性の低下、通院に要する経費の負担増、医療機関の縮小による住民の不安感となっており、道の構想と同じ共通点にならないと思います。

町の再編された医療体制を守るなら、地域住民とともに民間病院を含めた運動をしていく必要があると思います。

療養型病床群を、今後も維持して守っていく姿勢でいるのか伺います。

②保険料については十一月末でなければ決まりませんが、国で保険料の基準の参考例として示した中には、年金を月に二十万円以上もらっている人は軽減策が受けられなくなる例があり、具体的な問題を含めて説明していかなければ理解されないと思います。

また、前期高齢者の六十五歳〜七十四歳の人も年金から保険料が引かれますが、ほとんど知らされない状況にあり、もっと具体的な対策が必要だと思いますが、再度伺います。

答・町長

①道の素案は、道から市町村、住民への提案で、それぞれの自治体の医療を議論する位置づけになっております。

せきたな町としては、医療体制の整備を終えたという認識を持っています。

療養病床については、当町には民間病院にも百二十床あり、療養病床の必要性も含めた協議をしながら、また、それに変わる受け皿の有無も含め、十分な協議を進めていきたいと思っており、それぞれの機関の連携を図ってまいります。

二、我々も高齢者には大変な負担になると思っております。

しかし、これは国の法律に基づいて行なっており、広報あるいはパンフレットなどで周知していますが、これを見ていただければ本当に理解できないと思っております。

今後、色々な機会を通じて保健福祉課、町民児童課と連携を取りながら制度の周知を図ってまいります。

特別支援教育体制推進事業について

問

今年四月、特別支援教育が本格的にスタートしました。

本町においても、十九年度当初予算で介助員の予算を年間百二十万円計上しましたが、各学校からの要請がなく、実施されていません。

檜山の町村ではまだ本格的に進んでいませんが、来年に向けて今金町、厚沢部町などで取り組みを進めていると聞いています。

そこで教育長に三点について質問します。

①各小中学校で特別支援体制をつくることになっていきますが、現在どのような形の推進体制がつけられているのか。
②平成二十年に向けて、どういう支援教育を実際に進めていくのか。

③国でも本腰になって進めるために財政措置をしており、今年度は二百五十億円で小中学校の七割分の交付税が入っています。

来年は三百億円の財政措置がなされますが、その交付税を教育にどのように使っていくのか。

今年度中に特別支援連携協議会を立ち上げたい

答・教育長

①各学校の特別支援の推進体制は、各学校にコーディネーターを配置し、全員で構成員になっている学校を含めた支援体制がつけられている状況にあります。

教育局が実施する研修会には参加を指導しており、校内研修を重ねていつでも対応できる体制の状況にあります。

今年度一名の対象者は、保護者の理解が得られなく、普通学級対応になっていきます。予算については、教員資格を持つている人を採用、報酬から賃金に振り替えます。

②保護者の理解が不可欠であり、特別支援に該当する子供の実態把握、その子に合った個別指導計画を作成して支援してまいります。

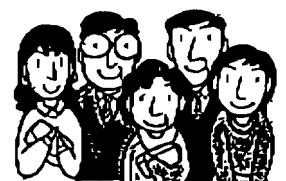
また、今年度中に特別支援

議会を傍聴してみませんか。

町政はあなたのために……

次の定例会は12月12日からを予定しています。

お気軽においでください



連携協議会を立ち上げたいと
考えています。

③一校百二十万円を財務省に
要求しているという情報があ
り、町内十六校で一千九百万
円程度になり、二十年度予算
で最低限度五名分の七百五十
万円で支援員を予定しており、
対象者が増えてくればその都
度補正で対応します。

問・再質問

①対象者が一名しかいないと
なっていますが、中央審議会
では六％位いると言われてい
ます。

保護者の理解は簡単に得ら
れるものではないと思います
が、特別支援教育を国では今
まで光の当たらない軽度障害
者の対策に財政措置してまで
進めており、きちんと保護者
に説明しないと理解ができな
いと思います。

②支援協議会をつくと答弁
していますが、協議会も医師
に加え、医師の協力も必要と
思います。

お金を使っても入ってくる交
付税より少ない額です。
国がせっかく教育をきちん
とやると言っているのです、
色々な形での支援のための財
政を確保しながら取り組むべ
きと思いますが、再度答弁を
求めます。

答・教育長

①保護者の理解の関係では、
特別支援教育と昔の特殊学級
これを保護者に十分説明しな
いと重複しているところがあ
ります。

現在特別学級については、
特別支援学級という名前にな
っており、今度の特別支援教
育と特別支援学級の関係に保
護者の理解が得られづらく、
これからも色々工夫しながら
ら学校と協議して、今の「支
援教育だより」以上に詳しい
PRをしていきたいと思っ
ています。

②檜山教育局の連携会議には
ドクターが入っていますが、
町村ではドクターが入ってい
ないところが結構あります。
ドクターよりも、その子供

が関わっている児童相談所な
どが入ってくればと考えて
います。

③現在特別支援教育について
は、普通学級の中で支援員を
入れて、*TT(チームティー
チング)の形で普通学級の中

産業の緊急課題と振興について

本多 浩 議員

で行なつてくださいますこと
で、指導するにしても非常に
難しいと思っています。

*TT(チームティーチング)
とは・・・複数の教師が協力し
て授業を行なう指導方法。

問

①年度産農作物の大きな被害
が想定されます。

町は、産業界と連携し何らか
の善後策を講じなければなら
ないと考えます。



来年の再生産と、安定した
町の経済を確保する観点から
年度内救済措置の対応につ
いて町長の考えを伺います。

②行政と産業界が連携して問
題点を洗い出し、振興策を練
るといった会議が不足してい
るとの意見が聞こえています
ので、会議の現況説明を求め
ます。

また、今後の取り組みの中
で定期的に異業種間会議、地
域間交流会議の開催が望まれ
ているのではないのでしょうか。
「みんなで創るせたな町」とい
った「合意の形成」を図る観
点から、親睦会を持つことも
大切と考えるが、町長の考え
を伺います。

関係機関等と一緒に努力し
たい

答・町長

①具体的な支援策は、現在収
穫途中ということで現段階で
は示すことはできませんが、
今年の不稔もみの発生は地域
差、個人差、圃場差、品種差
にあることから、関係機関、
農協生産者とともにこの要因

を検証しなければならぬし、

市場ニーズを含めた品種の選定、育苗、肥培管理などを含めた強い産地づくりを目指し、指導機関などと一緒に努力していきたいと考えています。

②農業については農業振興会議があり、二十四名の構成で開催され、新しく導入される品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策、米改革関連施策について協議されています。

漁業振興会議について、大成区では二十七名の構成で、水産関連補助事業や漁港海岸整備事業、沿岸漁場整備事業、魚種別水揚げ状況、ナマコ成熟度調査、大成地域マリビジョン計画、檜山北部地区水産技術指導普及所事業について協議しています。

瀬棚区では四十八名の構成で、水産関連補助事業、水産基盤整備事業、港湾漁港整備事業、魚種別水揚げ状況及び夕市場の開催実績、檜山北部地区水産技術指導普及所事業、北海道栽培漁業振興公社瀬棚事業所事業について協議して

います。

当町の産業振興は、ご指摘のとおり各産業分野や行政、地域にかかわる方々が鋭意取り組みられているが、各分野において単独で行われており、全体として連携にかけていることは推進上の課題として認識しています。

この課題を解決するため、提案の産業振興会議や異業種会議、地域間交流などは有効な方策の一つであり、各産業が共存し、さらに発展を可能にする地域産業の構築が重要なポイントとなります。

町づくりや地域経済の主力である皆さんの英知を最大限活用していきたいと考えていますが、合併後の各産業を初めとするさまざまな諸課題が多いことから、既存の振興会議などの継続と充実を図るとともに、今後全体の方向を検討して段階的に取り組んでいきたいと考えています。

町道の保全管理と舗装整備に関して

問

①町道宮野白別線は地すべりがけ崩れ等による災害が想定されるため、どのような保全安全管理体制がとられているのか。

また、終点には町営白別温泉が設置されており、町民に憩いの場を提供していくためには安全な通行を確保する必要があります。

町は国、道に対して治山工事の要望をするべきであると考えていますが、町長の考えを伺います。

②町道の舗装整備も最近かなり進められ、町民から喜ばれています。未舗装も多く、地域住民の要望も強いものがあります。

財政的に今すぐにといいにくいのであれば、円滑に整備を進める観点から、各路線の「年度別舗装整備計画」を作成し、町民に提示することも行政サービスの一環と考えますが、町長の考えを伺います。

ます。

予算の範囲内で対応したい

答・町長

①白別温泉の管理上、清掃協力金の徴収に毎日行っていますし、週二回、月、金曜日に清掃のため臨時清掃員が通行し、落石等があつた場合の報告をする体制をとっており、職員も毎週月曜日に温泉施設の点検を兼ねて道路パトロールを行なっています。

町道宮野白別線は国有林内

を通る併用林道であることから、管理者である檜山森林管理所に確認したところ、治山工事については、山地において天然現象等によって発生した崩壊地で、土砂、立木などの流出により下流の市街地または集落、公共施設、農地などに被害を与えるおそれがある場合が当該要件であることから、林道単独を対象としての事業化は困難という事です。

町道管理者である町としては、今後とも従来同様の道路パトロールなどの通常管理の



合併特例区について

小平 久 議員

ほかに、予算の範囲内で来年度から道路幅員の狭い箇所の補修、道路安全施設の設置工事を計上し、道路安全対策を講じたいと考えています。

②未整備路線について、それぞれ旧町時代に異なつた事情があつたと思いますが、合併後においては、住宅が密集している箇所などを優先的に選定しながら、新町建設計画あるいは過疎地域自立促進市町村計画で事業の予定をしています。

国や道の補助制度も年々厳しくなっており、旧町時代から再三にわたり強い要望のある未舗装路線についても、町は十分認識しているところですが、財政的な理由もあり、なかなか着手できないのが実態です。

未舗装路線における地先関係者からの苦情に対する維持補修などの対応は、予算の許す範囲で最大限努力しており、除雪対応も含め、今後維持管理の中で日常生活に支障のないように万全の対応をしています。

問

合併間もなく瀬棚区の医療破綻、大成区の医療縮小、四月には大成・瀬棚両総合支所が五課から三課に減らされ、職員も大幅に本庁へ集約されました。

合併協定書は合併の憲法と言われているにもかかわらず、今また特例区が解体されようとしていることに強く反対します。

合併協定書に調印された十二名の委員の協定書は何であつたのか。また、旧議会の議決まで軽視される事はいかがと思えます。合併に関係した機関にも、大変失礼なことではないですか。

合併特例区を設け、総合支所にする事で町民に理解を求め、合併に至つた経過を無視することは、今後の町づくりに影響することが懸念されます。

行政の継続の中で、町長が誰になろうと約束事は遵守されなければならぬと考えます。

答申書の内容を尊重し、対処したい

答・町長

医療については、収支を改善しながら充実を図つていまして、医療破綻という状況にはなく、また、職員削減についても同規模自治体と比較して多い状況から、今後も実施していきます。

合併時より財政事情は極めて厳しい状況下にあるので、前倒しをして健全財政改革を実施している事に多くの町民に理解をしていただいていると認識しており、今後も苦渋の選択をしながら最大限努力してまいります。

合併特例区については私と違う考えを持つている議員や

特例区協議会委員、町民がおられるのも事実ですが、答申書の内容を尊重し、判断、対処してまいりたい。

問・再質問

昭和の大合併の反省に立ち、中心以外の地区の衰退を防ぐために合併特例区を盛り込み、管理機能以外は旧町の体制を引き継ぐ総合支所方式を取り入れたものと思つています。

市町村の合併特例に関する法律第五条の八第一項の規定に基づき、規約の第一条で大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域であつた区域に合併特例区を設置する事になっており、期間は平成二十二年三月三十一日までとなっています。

八月七日に三区合同で合併特例区協議会を開いているが、特例区はそれぞれ独立した法人であり、三区合同で特例区協議会は開けないのです。

そのうえ、「一番大きな問題は人件費ということで、二十年三月三十一日で解散と考えています。」と言っているが、越権行為だと思えます。

財政再建で区長の報酬が問題であれば、職員から区長を選任するか、非常勤の形で報酬を抑える方法もあるのではないですか。



特例区協議会の様子（大成区）

特例区については、私から解散をするというようなつもりは毛頭ございません。

八月七日の合併特例区の合同説明会は、合併特例区制度と地域自治区制度の相違点など説明するため、区長招集のもとに開催したということで、以前にもこういったことをしており、別に問題はないと感じています。

特例区委員の中から特例区の解散という意見もあり、もし今期で解散するような事になりましたら、人事の都合上年度末が当然のことで、即そういう状況を目指すという事ではありません。

区長の問題は、特例区がある以上特別職の常勤である区長を置かなければなりません。いろいろ可能性について検討していますが、職員を辞して区長にすることは無理なことだろうと判断しています。

合併特例区の合同説明会についてですが、法律的には問題がないわけで、私どもは弾力的な運用で、十七年の協議会が設置されたときも共通の情報提供ということで合同の説明会をした経緯が有ります。今回は二年たった特例区の制度というものが本当にどうなのか、この後に起こります地域自治区という制度について委員皆さんに理解していただきながら、区長の人件費の削減など意見を委員からいただき、議事の取りまとめ役としてそれぞれの区で正式に協議していただくという締めくくりをさせていただいた経緯です。

財政非常事態宣言の対応は

問

①職員の給与格差については平成十七年十一月議会でも質問しましたし、一定の区切りをつけたようですが、結果として給与の高い職員に近づけたことで落着いたようです。多くの町民から不信の声がありますが、町民にどう説明しますか。

②町民税や国保税を初め、町営住宅や上下水道料、そして保育料や学校給食費等の滞納繰越金の総額が二億円に上がっています。

単に取り立てを厳しくする事ではなく、住民と正面から向き合い、行政と住民の信頼関係を構築していく事が大事ではないか。

③国保税の滞納者が医療を受ける場合、短期証か資格証の交付を受けなければなりません。短期証と資格証の世帯はどれくらいあるのか。

④仕事もなく、または病気で働けない人など、払いたくても払えない厳しい環境の人も

います。

町民相談室を設置して対応する事も必要と考えます。

相談体制は各課で対応しており、相談室の設置は考えていない

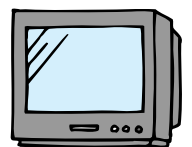
答・町長

①十七年十一月の定例会で現給を保障し、給与格差是正を行い、人件費削減が重要であるから定数の有り方も考えるようにとの小平議員の質問に対し、合併協議会での決定どおり三年位かけて段階的に是正していくとお答えしましたが、実際には一年前倒しをして是正し、地域給与導入を質問どおり実施しています。

②滞納者には納税意識の有る方、低い方、全く無い方いろいろなパターンがあり、ケース・バイ・ケースで対応しています。

収納対策本部を設置しており、各所管関係課間の緊密な連携が不可欠で、税務課と建設水道課の共同徴収、夜間訪問など実態に合わせて収納活動に努めています。保育料、学

議 会 の 様 子 を 放 映



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所 1階ロビー、大成区は支所 2階の会議室にてテレビ放映しています。

校給食費は滞納の無い区を参考にし、教育委員会とも相談しながらすすめたい。

③短期証の三ヶ月が九十四件、六ヶ月が十二件、資格証が三十八件、合わせて百四十四件です。

④減免等には、税負担等の公平性から一定の制限があり、法令の範囲で対応していく事になります。税の場合、税以外の場合と背景にある状況が異なり相談体制は各課それぞれ個別対応しており、両方該当する方については収納対策本部会議などで個々の事案について検討、調整しながら対応していくということ。町民相談室の設置については現在のところ考えていません。

問・再質問

①ある職員は、非常事態宣言が出された中で、私たちの給料を高いほうに近づけていた。できありがたいことだけど、これでいいのでしょうか。

また、町民からは非常事態宣言が発表される中で、高い方に近づけて終わりましたが

こういうことでいいのでしょうか、という声があります。

②例えば住宅料の滞納で、比較的新しい住宅で滞納額が相当な金額になっている場合は、家賃の低い住宅に入れ替えをしていただく、そのことが自身にもプラスになるのでしょうか。

答・町長

①合併前の旧三町は人事院勧告を遵守し、国家公務員給与に準じて給与改正をしていたことから、給与表には違いが無かったのですが、旧瀬棚町だけが昇格時昇給をしていなかった事が格差が生じた大きな要因です。

現給保障と格差是正という合併協定書に従ってやっていますが、その反面給与の独自削減で一億五千万円を職員にお願いしています。

②個々の事案に収納効果を上げるよう担当課としても十分対応し、滞納整理機構や預金財産の差し押さえなど、強硬手段ということも考えながらケース・バイ・ケースで取組

ませていただきたい。

パークゴルフ場の管理運営について

問

パークゴルフは、誰もが楽しめるスポーツであり、健康増進になると思っています。

そんな中で、グリーンパークゴルフ場の利用者が十五年度の二万四千八百八十五人をピークに減り続け、十八年度は一万六千八百八十四人に落ち込んでいます。

多くの町民に利用され、愛されるコースにするために改革が求められています。

①数年前から夏場の芝生の管理が悪かったのですが、今年度は雨不足もあって七月三十日から八月四日まで閉鎖をしました。広いコースだけに維持管理の対応が必要と考えます。

②町民の利用者増加のために、七十歳以上の方には利用料で優遇されていますが、一般利用者にもシーズン券の発行を要望する声があります。

③大成区、瀬棚区にもボラン

ティアを中心にしてできたコースがあり、相当の利用者がいます。

せめてグリーン周りだけでも刈れる小型の芝刈り機を施設に用意していただきたい。

利用者には不便をかけないよう維持管理に努める

答・町長

①同施設の管理面積が広大なゆえに、芝の維持管理面において自然現象による芝枯れや病害虫被害など問題が発生します。

その際には専門業者にその都度相談しながら対策を講じていますが、特に今年度は雨不

足や猛暑の影響もあり、一時的に施設を閉鎖し芝枯れ対策等を余儀なくされました。

今後、芝の異変などに迅速に対処できる体制づくりをしながら、利用者には不便をかけないよう施設の維持管理に努めていきます。

②町内における同様の施設利用料のあり方も含めて前向きに検討していきます。

③両区の施設では地区の愛好者や協会が自発的に管理運営されており、大変感謝しています。

管理主体となっている団体の支援策を講じていきたいと考えていますが、当面は現在



北檜山パークゴルフ場に配備している機械を両区それぞれの管理団体に貸し出すという

ことでご理解を頂きたいと思
います。

少子化対策「マタニティマークの取組み」について

問

周囲の人に妊婦への配慮を促すために考案された「マタニティマーク」は、母子手帳と一緒に「マタニティマーク」のホルダー、バッジ、ワッペンを手渡す自治体が全国的に広がっています。

少子化対策として妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期であり、妊娠中の一番辛い妊娠初期はお腹も目立つことなく理解されにくく、苦労してもらうことができません。また、お腹が目立ってきて、なかなか周囲の方から手助けが得られないのが現状です。

そんなことから、このマークを付けていることによ

澤田光子 議員

って地域、職場等で協力が得られると安心して出産に備える事ができるのではないのでしょうか。

わが町でもぜひ、地域全体で子育てを応援していくために、マタニティマークの活用の取組みを始めていただきたいと思いますが、町長の見解を伺います。

妊産婦自身の利用規模等を十分考慮し検討したい

答・町長

マタニティマークを通して妊娠中であることを周囲に伝え、地域や職場が妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保のため、妊産婦に優しい環境づくりを推進するための一環として、平成十八年三月に厚生労働省が発表したもので

あります。

せたな町においても、妊娠期を安全に過ごし、安心して子供を産み育てるための子育て支援策の充実に努力しているところですが、妊産婦自身の利用規模、プライバシー保護などを十分考慮し、今後取組みの必要性について検討していきたいと考えています。

問・再質問

マタニティマークは二世紀の母子保健分野の国民運動計画であり、健やか親子二一

運動の一つとして妊産婦に対する気遣いなど優しい環境づくりを推進するものであり、妊産婦が身につけたり車に張ったりすることで周囲が妊産婦への配慮を示しやすくなるものであります。

せたな町は八雲町に約一時間、函館へは二時間半の時間を要します。どこへ行くにも車移動をしなければならぬ現状です。

わが町は、特にこの車へ張るシールが必要と思います。今現在、少子化対策において

は、これが決め手というものがなく、当面効果が考えられるものを一つ一つ積み上げていく事が必要と考えますが、答弁願います。

答・町長

乳幼児相談に来所の一部のお母さん方に活用希望を聞き取りしたところ、町内での有効利用方法への疑問、周囲への周知に対する抵抗感も聞かれ、積極的活用が期待できない状況を伺い、実際に妊産婦に利用されなければ意味がなく、十分理解していただく事も含めて検討が必要だと思います。

妊産婦自身の理解のうえで、初めてマタニティマークの実施、これが効果を表すと思えますので少し期間をいただきたいと思います。

消費者被害対策について

問

ここ何年か架空請求などの詐欺によるトラブル、振り込め詐欺に代表される多くの事



マタニティマーク

件が起きています。

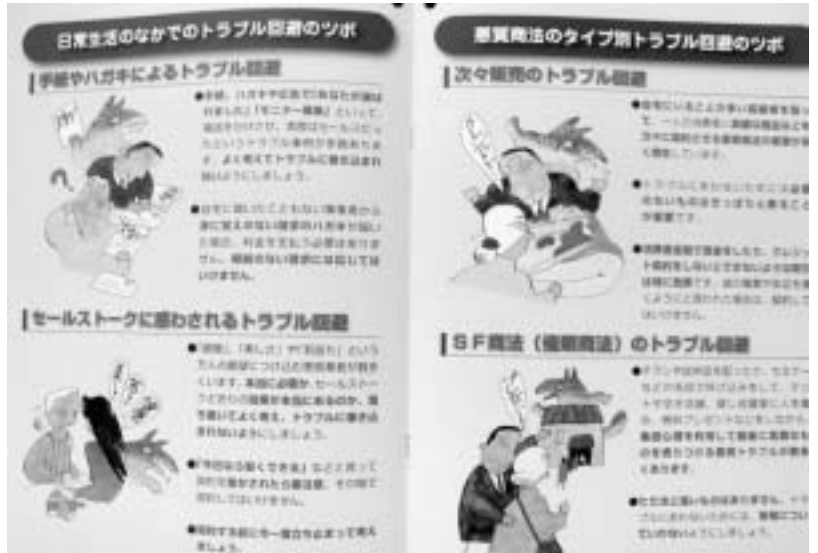
全道各地の消費生活センターに寄せられている消費生活相談の実態について、どのように認識しているか伺います。

また、悪質商法による被害が若い人から高齢者にまで及んでおり、被害を未然に防ぐ対策をとる必要があると考えますが、町として消費者を保護する立場から被害防止のための普及啓発にはどのような対策を講じているか伺います。さらに今後、高齢化が一層加速していく中で、子供や孫を装い現金を振り込ませるオレオレ詐欺事犯の被害防止について、どのような対策を講じていく考えなのか伺います。

関係機関と密接に連携し、消費生活の安定を図る

答・町長

道立消費生活センターの十八年度のまとめによると、有料情報提供サービス等の利用料の不当請求が減少した反面、架空請求については一層増加し、マルチ商法や展示会商法



などでの悪質で手口が巧妙化して、社会問題化しており、このまま見過ごすことのできない状況にあると認識しています。

被害防止の啓発活動については、道から提供される情報に基づき防災無線を利用し、悪質商法への注意の喚起を住民に周知しているほか、住民へのチラシの配布や回覧、電子メールによる市町村相互の

情報交換を行い、悪質業者の町内での販売については巡回し監視などを行い、さらに警察とも連携し注意などを行なっています。高齢者に対する消費者被害対策については、在宅介護訪問などにおいて悪質商法、振り込め詐欺に注意する啓発を行なっています。

啓蒙のあり方の工夫、家族及び周囲の見守りも必要と感じており、内部的にも関係課のより一層の連携と、道、消費者協会などの関係機関と密接に連携を図り、町民の消費生活の安定を図っていきます。

問・再質問

道において、支庁相談所が廃止になり、道の相談体制を札幌市内に集約され一元化し

て体制の強化や市町村への支援の強化を図るとしています。この体制で町民からの相談に十分対応していく事が可能と考えているのか伺います。また、せたな町として全道に広がっている悪徳商法を遠ざけるためにも、消費者被害防止ネットワークの輪に入る事も検討していただきたい。

答・町長

町としては、窓口で専門の職員はいませんが、相談に対応し必要があれば道消費者センター等への問い合わせをすることで対応したいと考えており、相談できる体制を整えていきたいと考えています。

悪徳商法の手口は巧妙化しており、町内での販売については巡回監視を行なっていますが、町民の皆さんにもお願しいたい事は、こうした状況が目についた折には町、警察に連絡してください。町民皆さんの協力が必要です。

町も十分それに対応できただけの体制をとっていききたいと考えています。

スリップするかも…冬道の交通安全

冬の運転で大切なのは「滑るかもしれない」という気持ちです。この気持ちを忘れず安全運転を心掛けましょう。歩行者も「歩きにくい」道路になっていますので道路を横断する時など充分注意しましょう。



財政健全化の推進について

大野 一 男 議員

問

本年六月に、地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定され、今後毎年度財政に係わる健全化判断比率四指標を議会に報告し、公表しなければならぬとされています。

また、この数値が健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、早期に健全化を図らなければならず、更に再生基準を超えた場合は、より厳しい改善を求められていく事になります。

町長は、財政非常事態宣言を発表され、町の財政状況が極めて厳しい事を認識し、早々に健全化に向けて取り組んでおり、公債費負担適正化計画を策定し、実質公債費比率の改善に努めています。

しかし、平成十七年決算数値の財政指標より平成十八年の状況は悪化の傾向も見られる現況にあり、このような状

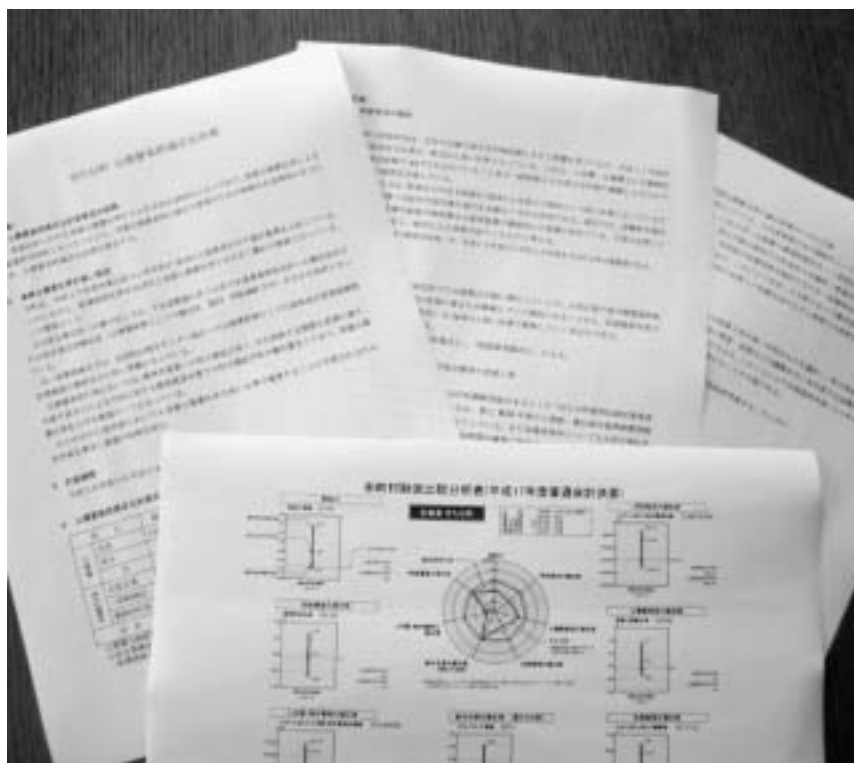
況から、財政の健全化に向けて更なる改善を推し進めていく事は、まさに命題であり急務と考えますので、今後の取り組みに対する所見を伺います。

計画期間内に数値の改善を図っていききたい

答・町長

実質公債費比率がより悪化傾向とありますが、これは平成二十四年までの七年間の公債費負担適正化計画の過渡期において公債費償還額の増加、交付税の削減などにより標準財政規模が縮小することにより一時的に数値が高くなる事があり、この事によって財政が悪化している事にはなっていません。

計画期間内において、起債の借り入れを抑え、数値の改善を図るため最大の努力をしていきます。



公債費と人件費の支出が全体の四割を占めているので、この引き下げを図らない限り健全な財政運営は図れるものではありません。

起債残高の縮小は、現在までで十五億円削減が進んでいます。

人件費は、経常一般財源の収支不足に対応するため、職員給与の独自削減についても

引き続きお願いする事になると考えています。

厳しい財政状況にあり、町づくりに必要なソフト、ハード事業については議会とも十分相談し取り進めていきます。

問・再質問

新法は特別会計の事業、公営企業会計の事業、一部事務組合等まで広く会計の監査の

範囲を広げ、それぞれの改善を求めているところに、新しい位置づけがあると考えます。今後は一般会計のみならず、これら町が絡んでいる全ての財政に係わる会計の問題について、経営の健全化と財政の健全化をどう折り合いつけて整合性を持たせていくか、改めて問われていくと考えますが、どう取り組んでいくか伺います。

また、簡水や下水道事業など、町民の一部受益者負担をお願いしながら会計を作っていくかなければならないものについては、できる限り町民の懐具合の中で賄っていただけるように政策を進めていただきたいと思います。

これからの財政運営は、年度中に償還した分を上回るない形での起債の実行という規律をしっかり守って行く事で、年度毎に確実に公債費の償還に努めて頂きたいと考えます。

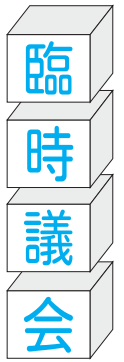
答・町長

四つの財政指標をもとに町財政の現状を議会、町民に公

表する事を義務づけしている事に大きな意義があると認識しています。

また、連結実質赤字比率などは一般会計に加え特別会計を含む町の全会計を対象としている事から、不採算地域においては医療確保のための自治体の責任において対応しなければならぬ病院事業会計や、施設建設段階で多額の費用を要する下水道会計の収支も合算され、当町にとつては大変厳しい数値になると予想をしていますが、町の財政事情を透明化し、議会及び町民と実情認識を共有する事で財政の健全化に向けて早期再生、是正をはかる事ができると確信しています。

各特別会計の収支は、本来自賄いが原則ですが、残念ながらそういう状況にはなく、今後も行政サービスの一環として財政負担は当然やらなければなりません。健全化を急ぐ余り、町民に過度な負担やサービスの低下を招かないよう注意し、行財政運営をしていきたい。



◆ 第六回 ◆

開会 八月二十二日
次の議案を審議し、原案どおり可決しました。

◎平成十九年度せたな町一般会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ七百六十四万二千円追加し、九十億二百三十三万八千円となりました。

◎平成十九年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ百五十四万一千円追加し、十六億八千三百万一千円となりました。

◎平成十九年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ八百三十六万八千円追加

し、三億五百五十九千円となりました。

◎平成十九年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算(第一号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ六十二万五千円追加し、二千三百八万一千円となりました。

◎平成十九年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ百三十七万六千円追加し、五億一千九百九千円となりました。



委員会 レポート

総務財政

一、調査年月日

平成十九年十月十日

二、調査項目

- ① 救急体制の実態について
- ② 防災体制について
- ③ 財政事情について

三、調査の結果

① 平成十八年度と平成十九年度四月～九月分、三区の消防

署における救急車の業務運行状況を調査した。
② 「せたな町地域防災計画書」の策定、考え方について担当課より説明を受けた。

③ 普通会計債、公営企業債の高利率(5%以上)で資金を調達している地方債において、繰り上げ償還について内容説明を受け、地方財政法及び地方交付税法等一部改正により今年度から三年間は補償金が免除されることを調査した。

厚生文教

一、調査年月日

平成十九年八月二十二日

二、調査項目

- ① 町立保育所及び子育て支援センター等の現状について
- ② 再編後の医療体制について

三、調査の結果

① 町内の保育所及び子育て支援センター等の現状について、担当者から説明を受け、施設内を視察した後、内容を協議した。

② 平成十九年度四月から七月までの三区の医療機関における診療患者数、時間外救急患者数及び救急車の運行状況を担当課より説明を受けた。

産業建設

一、調査年月日

平成十九年八月二十日

二、調査項目

- ① 増養殖事業

議会の動き

◆ 8 月 ◆

- 2日 広報発行特別委員会
- 7日 北檜山区戦没者慰霊祭
- 8日 第2回新町建設計画等調査特別委員会
議員協議会
- 11日 せたな漁火まつり
きたひやま夏まつり
- 14日 平成19年度せたな町成人式
- 15日 太櫓小学校海浜留学10周年記念
- 20日 第2回産業建設常任委員会
- 22日 第6回臨時会
議員協議会
第2回厚生文教常任委員会
- 23日 議会広報研修会（札幌市）24日まで
- 24日 檜山管内議長会臨時会（江差町）
- 25日 大成区平和祈念式
- 28日 新町建設計画等調査特別委員会行政視察（津別町・栗山町）
29日まで
- 31日 渡島檜山議長会連絡会議

◆ 9 月 ◆

- 7日 第3回新町建設計画等調査特別委員会
議員協議会
- 13日 瀬棚区敬老会
- 17日 大成区敬老会
- 21日 第5回議会運営委員会
北部檜山衛生センター組合議会臨時会
- 22日 北檜山区敬老会
- 27日 第3回定例会（1日目）

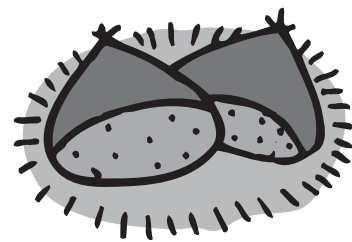
◆ 10 月 ◆

- 2日 決算審査特別委員会
- 3日 第3回定例会（2日目）
議員協議会
- 10日 第2回総務財政常任委員会
- 11日 檜山広域行政組合議会定例会（江差町）
- 12日 議員協議会
- 17日 第4回新町建設計画等調査特別委員会
第6回議会運営委員会
- 29日 議員協議会

②温泉宿泊施設（あわび山荘、温泉ホテルきたひやま）
③徳島団地町営住宅建替事業
④七月二十八日大雨被害（宮野白別線、簡易供給施設、湯とびあ白別）

三、調査結果
①水産種育苗成センターにおいて、なまこ増殖ついて現地調査をし、担当職員より詳細

な説明を受け確認した。
②二施設を現地調査し、担当者より説明を受け、現状実態について確認した。
③予定地について、担当職員より説明を受け確認した。
④被害状況について担当職員より説明を受け、現地調査し復旧状況を確認した。



事務局からのお願い
議会議長宛ての案内・請願・陳情等は、議会事務局へ提出願います。

編集後記

▼誰もが自分の行動と言葉に責任を持ってよと親にも先生にも教えられた。だがその人は三日で決意を翻してしまった。「舌の根も渴かぬうちに」とはこのことだ。責任の存在さえ観ることができない。国民、青少年に与える影響は一般人の比ではない。

▼「恥をさらすが頑張る」というが、恥を恥と思わない人間の言葉だとすれば、その決意もまた心もとなく怪しい。

▼以前には責任を「放り投げた」人もいた。あまりにも軽い！振り返るのも憂うつになる。何はともあれ二人の真似をする風潮が育ったことだけは確かだ。気をつけねば。また寒い季節がやってくる。

議会広報発行特別委員会

委員長	熊野 主税
副委員長	澤田 光子
委員	本多 浩
	大野 一男
	内田 尊之
	大口 義孝